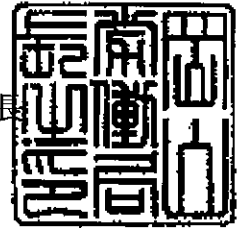


岡労発基 0913 第1号(5)2-147
令和6年9月13日

岡山県医師会
代 表 者 殿

岡山労働局長



最低賃金の周知広報について（協力依頼）

働き方改革をはじめ労働行政の円滑な推進につきまして、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金については、「時間額982円」に改定し、本年10月2日から適用することになりました。

岡山労働局では上記の改定額及び中小・零細事業者を支援する業務改善助成金等が、県内事業者、県民に幅広く周知徹底されるよう、労使関係者をはじめ公的機関等の協力を得つつ、周知広報に積極的に取組むこととしております。

つきましては、貴団体の発行する広報紙（誌）、ホームページ等へ掲載するなど、貴団体構成員への周知広報に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同封したポスター、リーフレットは、掲示板等への掲示、窓口への備付などによる周知・啓発にご活用ください。

<連絡先>

岡山労働局・労働基準部・賃金室
(担当：諏訪・神田)

Tel : 086-225-2014
Fax : 086-231-6471

